

熊本県学校支援チーム

平成28年熊本地震の経験・教訓を活かして被災地の学校教育の早期復旧を支援するため、県内外において大規模な災害が発生した場合に、防災や災害時の学校運営についての専門的知識と実践的対応能力を備えた教職員で構成する「熊本県学校支援チーム」（以下、「支援チーム」という。）を設置し、被災地の学校に派遣する。

※支援チームの隊員

管理職以外の教職員で、教育センターまたは兵庫県教育委員会が実施する研修を修了した者。（定員：80名）

県内外で大規模災害発生

被災地の情報収集
(教育政策課)

教育長

【派遣要件】

教育長は、次に掲げる事態が推測される場合、速やかに、支援チームの派遣を決定する。なお、次の場合のほか、被災地の状況等を踏まえ、教育長が総合的に判断して、支援チームを派遣することができる。

- 1 震度6弱以上の地震が観測された場合で、甚大な被害が推測される場合
(九州地方知事会情報連絡員発動基準)
- 2 上記1のほか、災害により複数の市町村で学校が避難所となることが推測される場合

①支援チーム派遣手続 (1チーム3名程度)

- ◆教育長は隊員の属する所属長に派遣を要請
- ◆所属長が派遣を認めたものの中から教育長が派遣する隊員を決定

【支援チームからの報告等】

- 支援チームは、必要な都度、現地の被災状況や活動内容等について教育長に報告
- 教育長は、当該報告やその他の情報を総合的に判断し、後続隊の支援規模や派遣期間等について決定
- 被災地の学校再開に一定の目途がたったと判断される場合は、教育長は支援チームの撤収を指示

被災地

②報告

③撤収指示

支援チーム

○被災地での活動内容（活動期間は1週間程度）

- ア 学校の被災状況等の情報収集
- イ 学校再開に向けた体制づくりへの助言
- ウ 短縮授業等の応急教育計画の作成や給食再開のための計画立案等教育活動の早期再開への助言
- エ 児童生徒の心のケアに対応する教職員への対処方法等の助言
- オ 教職員への心のケアに対する助言
- カ 学校における避難所の開設初期段階での運営に対する助言